

令和4年1月

お客さま各位

甲府信用金庫

### 押印省略手続きの拡大について

当金庫は、令和3年6月1日から、残高1万円未満の普通預金等の口座解約時に、一定の条件のもと、届出印の押印に代えて運転免許証等の本人確認書類をご提示いただくことで、届出印の押印を省略する取扱いを開始していますが、更なるお客さまの利便性向上のため、以下のとおり対象となる手続きを拡大します。

#### 記

#### 1. 開始日

令和4年1月4日（火）

#### 2. 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

#### 3. 対象となる手続き

残高証明書の発行手続き	キャッシュカード取引の解約手続き
取引履歴等の作成手続き	カードローン契約の解約手続き
振込の組戻・訂正手続き	ATM支払・振込限度額の変更手続き
定期預金預入方式の変更手続き	しんきん通帳アプリのパスワードロック解除の手続き
総合口座定期預金の組入・解除手続き	口座振替の解約・一時停止・一時停止解除の手続き

※ 当金庫所定の様式での手続きに限ります。

#### 4. 押印省略の条件

次のすべてを満たす場合にお取扱いいたします。

- (1) ご本人さまの来店
- (2) 運転免許証等の顔写真付本人確認書類の提示

※ 手続きによっては通帳、証書等の提示が必要となる場合があります。

※ お取引の内容により、届出印が必要となる場合があります。

以 上